

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が協力しながら子育てに取り組むことができる労働条件の整備その他の当該事業者が雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者の団体及びその連合団体（以下「事業者団体」という。）は、基本理念にのっとり、当該事業者団体を構成する事業者又はその団体に対し、前項に規定する雇用環境の整備に関する情報の提供、相談等を行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（子ども・子育て支援活動団体の責務）

第六条 子ども・子育て支援活動団体は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する活動を積極的に行うとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第七条 県民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に積極的に関わり、及び県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

（基本計画）

第八条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援に関する目標及び施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（県民等に対する支援）

第九条 県は、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が行う子ども・子育て支援を促進するため、情報の提供、助言、交流の機会の提供その

他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、父母その他の保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るための施策を推進するものとする。

(職業生活と家庭生活との両立のための措置)

第十条 県は、県民の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう事業者が行う雇用環境の整備について必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの意見の尊重)

第十一条 県は、子どもが意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備に努めるものとする。

(子どもの権利の救済)

第十二条 県は、子ども(十八歳未満の者に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。)の権利の侵害に関する相談に応ずるとともに、その権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行うものとする。

(教育の充実)

第十三条 県は、生命の尊厳、子育ての意義及び子どもの権利が保障されることの重要性についての子どもに関心と理解を深めるよう教育の充実に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十四条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が連携することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第十五条 県は、子ども・子育て支援についての事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の関心と理解を深めるとともに、子ども・子育て支援への積極的な参加を促進するため、子ども・子育て支援月間を設けるほか、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 子ども・子育て支援月間は、毎年八月とする。

(年次報告)

第十六条 知事は、毎年、子ども・子育て支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十七条 県は、市町村が子ども・子育て支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 子ども・子育て支援活動計画

(活動計画策定指針)

第十八条 知事は、子ども・子育て支援の総合的な推進を図るため、次条第一項の子ども・子育て支援活動計画の策定に関する指針（以下「活動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 活動計画策定指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の実施に関する基本的事項

二 子ども・子育て支援の内容に関する事項

三 その他子ども・子育て支援の実施に関する重要事項

3 知事は、活動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(子ども・子育て支援活動計画)

第十九条 事業者団体及び子ども・子育て支援活動団体は、活動計画策定指針に基づき、子ども・子育て支援に関する計画（以下「子ども・子育て支援活動計画」という。）を策定し、知事に提出することができる。

2 子ども・子育て支援活動計画は、実施しようとする子ども・子育て支援の内容及びその実施時期について定めるものとする。この場合において、事業者団体が策定する子ども・子育て支援活動計画については、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項の一般事業主行動計画の策定の支援等に関する内容をその内容に含むものとする。

(表彰)

第二十条 知事は、前条第一項の規定により子ども・子育て支援活動計画を提出したものの又は次世代育成支援対策推進法第十二条第一項若しくは第三項の規定により一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしたもので子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っているものと認められるものを公表し、又は表彰することができる。

第四章 秋田県子どもの権利擁護委員会

(設置及び所掌事務)

第二十一条 知事の諮問に応じ、第十二条の規定による子どもの権利の救済に関する調査をさせるため、秋田県子どもの権利擁護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する調査をするほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の擁護に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十二條 委員会は、委員三人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることが出来る。

(委員長)

第二十三條 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第二十四條 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(委任規定)

第二十五條 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法第九条第一項の規定により策定された計画は、第八条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

3 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第二十二條第三項本文の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までとする。
(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「障害者施策推進協議会の委員」を「障害者施策推進協議会の委員
子どもの権利擁護委員会の委員」に改める。

秋田県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十三号

秋田県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県医師修学資金貸与条例（平成十七年秋田県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県医学生修学資金等貸与条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 医学生修学資金（第三条―第十一条）

第三章 大学院生修学資金（第十二条・第十三条）

第四章 臨床研修医研修資金（第十四条・第十五条）

第五章 専門研修医研修資金（第十六条・第十七条）

第六章 雑則（第十八条）

附則

第一章 総則

第一条中「修学資金」を「修学又は研修のための資金」に、「の修学」を「が修学し、又は研修を受けること」に改める。
第十一条を第十八条とし、第十条を第十一条とし、同条の次に次の三章及び章名を加える。

第三章 大学院生修学資金

（貸与の対象者）

第十二条 大学院生修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 大学院の医学を履修する課程に在学する医師であること。
 - 二 将来県内の公的医療機関等において規則で定める診療科の医師の業務に従事しようとする意思を有すること。
- (医学生修学資金に関する規定の準用)

第十三条 前章(第三条、第七条第一項第三号及び第八条第二項第一号を除く。)の規定は、大学院生修学資金の貸与について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項第四号	医師となった	大学院の課程を修了した
	県内の公的医療機関等	県内の公的医療機関等(知事が指定する医療機関に限る。以下同じ。)
第九条第一項第一号	医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修を含む	規則で定める診療科の医師の業務に限る
	貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、	大学院の課程を修了した後
第九条第三項第二号	の二分の三に相当する	に相当する
	期間に	期間の二分の一に相当する期間に

第四章 臨床研修医研修資金

(貸与の対象者)

第十四条 臨床研修医研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修を受けている医師であること。
 - 二 将来県内の公的医療機関等において規則で定める診療科の医師の業務に従事しようとする意思を有すること。
- (医学生修学資金に関する規定の準用)

第十五条 第二章(第三条及び第七条第一項第三号を除く。第十七条において同じ。)の規定は、臨床研修医研修資金の貸与について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。